



2020年8月19日

各 位

会 社 名 株式会社ニチイ学館
代表者名 代表取締役社長 森 信介
(コード：9792、東証第1部)
問合せ先 取締役経営管理統轄本部長 海瀬 光雄
(TEL . 03 - 3291 - 3954)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年10月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2020年9月3日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2020年9月3日（木曜日）
- (2) 公告日 2020年8月19日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.nichiigakkan.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2020年5月8日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2020年6月22日に公表した「(変更)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について）による変更、2020年7月9日に公表した「(変更)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更についてによる変更、2020年7月31日に公表した「(変更)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更についてによる変更、及び2020年8月6日付で公表いたしました「(訂正)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正についてによる訂正を含みます。）においてお知らせしましたとおり、株式会社BCJ-44の要請により、本臨時株主総会において、当社の普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件とした単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うことの議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上